

原子力被災事業者事業再開等支援補助金公募関係Q&A

1 制度全般

1.1 事業の目的は？

A：原子力被災事業者が、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組を促進することを目的とします。

1.2 この事業（補助金）はいつまでであるのか？

A：ホームページでも公表しているとおり、令和8年3月31日を終了する時期としています。
福島県経営金融課 HP「福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金について」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/saikaikikin.html>

1.3 補助事業期間は？

A：交付決定後から令和6年3月31日（日）までとなります。
締め切り（1回目） 令和5年5月15日（月）（以下いずれも当日消印有効）
締め切り（2回目） 令和5年8月15日（火）
締め切り（3回目） 令和5年10月16日（月）
交付決定の時期については、申請書の内容の確認や補正、審査会開催などを行うことから、公募を締め切って2か月程度かかる見込みです。

1.4 東電賠償金を受給している場合、本補助金は受給できないのか、もしくは減額されるのか。

A：本補助金の受給にあたって、東電賠償金の受給の有無は一切関係ありません。

1.5 複数回の申請は認めるのか？

A：一会計年度（4月～翌年3月）における補助金申請は1事業区分につき1回が上限です。

【事業区分】

- ① 人件費
- ② 施設・設備の整備・修繕
- ③ 宿舍整備
- ④ 新商品・新サービス開発
- ⑤ 市場開拓調査
- ⑥ その他

そのため、同一会計年度内の申請の場合、異なる事業区分での申請であり、かつ以

下の①、②のいずれかを満たす場合のみ複数回の申請が可能です。

① 12市町村内で事業再開を行う場合については、当該事業再開における事業再開等計画が別計画であると判断される場合。

② 12市町村内で事業展開を行う場合については、当該事業展開における事業再開等計画が別計画であると判断される場合、又は同一の事業再開等計画であっても、再開後の事業環境の変化や外的要因等に適応・対応しようと事業拡大等を図り、地域の復興にも資する計画であると判断される場合。

また、会計年度が異なる場合（例：第9次公募で補助金を受領した者が第11次に申請する場合）は、事業区分による制限はありませんが、上記①、②のいずれかを満たす必要があります。

なお、12市町村外で事業再開を行う場合は、会計年度にかかわらず、応募は1回だけです。

2 補助の対象者

(1) 共通

- 2.1 中小企業者の定義について、中小企業基本法等では資本金並びに従業員数について定義されているが、両方を備える事業者のみが対象となるのか。

A：「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たしていれば、中小企業者として対象となります。

- 2.2 今回、新たに起業しようと思うが対象者となるか？

A：新たに起業する場合は、対象となりません。原子力災害時に被災12市町村内で事業を行っていた方が、事業再開等する場合は対象となります。

- 2.3 12市町村内で事業再開等を行う場合は、原子力災害発生時と同じ場所を実施する必要があるのか？

A：12市町村内であれば、原子力災害発生時と同じ場所である必要はありません。

(2) 業種等

- 2.4 医療法人は対象者となるか？

A：個人開業医のほか、従業員数が300人以下で医療を主たる事業とする法人は対象となります（中小企業信用保険法第2条第1項第5号）。

ただし、法人形態によって補助対象とならない場合がございます。

- 2.5 NPO法人は対象者となるか？

A：対象法人となります（中小企業信用保険法第2条第1項第6号）。

2.6 事業協同組合は対象者となるか？

A：対象となります（中小企業保険法第2条第1項第3号）。

2.7 農事組合法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人は、対象者となるか。

A：中小企業基本法又は中小企業信用保険法の対象ではないため、対象となりません。

2.8 パチンコ店やスナックを営んでいる者は対象となるか？

A：風営法の風俗営業や風俗関連特殊営業は対象となりません。
ただし、料理店やゲームセンターについては対象となる場合があるため、県にご相談ください。この場合、風俗営業許可証の写しを添付していただきます。

2.9 株式会社や有限会社などの介護事業者は対象者となるか。

A：当補助金の対象となる中小事業者及び社会福祉法人であれば対象となります。

2.10 社会福祉法人の規模によって対象とならない場合はあるか。

A：常時使用する従業員の数が300人を超える社会福祉法人は、対象となりません。

2.11 個人で不動産の賃貸をしていた者は対象となるか。

A：所得税法などの基準により不動産の貸付けが事業として行われている場合は対象となります。所得税法などで不動産の貸付けが事業として行われていると認められる事業的規模は、以下のとおりであるため(1)、(2)のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱うため対象となります。

(1) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること。

(2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

(3) 震災時、又は、震災後の事業の状況

2.12 被災12市町村外に本社はあるものの、震災時に12市町村内で事業所を設け事業を実施していた場合は対象となるか。

A：12市町村内に支店・営業所を設け、事業を実施していた場合は対象となります。この場合、支店・営業所等として実際に活動していた事実を証明する資料(※)を添付する必要があります。(取引先や作業現場が12市町村内である場合は対象となりません。)

(※) 公募要項「1.10. 提出書類」のうち、書類番号1-4の書類を指します。
詳細は公募要項をご確認ください。

2.13 震災後、個人事業主から法人に移行した場合は対象となるか？

A：対象になります。個人事業主が原発災害当時、12市町村内で事業を行っていたことがわかる書類（※）と個人事業主から法人に移行したことが分かる書類（個人事業主の廃業届、会社・法人の登記事項証明書等）を添付してください。

（※）公募要項「1.10. 提出書類」のうち、書類番号1-4の書類を指します。
詳細は公募要項をご確認ください。

2.14 被災事業者が震災前とは別の事業を行う場合は対象となるか？

A：被災事業者である法人が別の事業を行う場合は対象となります。ただし、新たに別の会社を設立し事業を開始する場合は、被災事業者の事業を承継していることが条件となります。（新会社の会社・法人の登記事項証明書や設立趣意書を添付することとなります。被災事業者以外の方が、別会社を作り、新事業を開始する場合は対象となりません。）

また、12市町村外で事業を行う場合は、休業していた場合又は休業していたとみなせる場合のみ対象となります。

2.15 震災後、一度再開したが、その後休業していた。今回、あらためて再開する場合は対象となるか？

A：対象となります。

2.16 既に12市町村内で事業を再開した事業者が、12市町村外で新たに店舗等を設ける計画は対象となるか？

A：既に12市町村内で事業を再開している場合は、対象となりません。（直近の事業年度に係る売上高が震災前の売上高と比べて50パーセント以下である場合も同じ）

2.17 農業を営む者ではあるが、農業とは別に、震災時に菓子を作りJAに販売委託していた。被災当時の確定申告も罹災証明も取っていないが、このJAに販売していた事実をもって補助対象者となりえるか？

A：震災時に、農業（園芸サービス業を除く）、林業、漁業以外の事業を実施していた場合は対象となります。

ご質問のケースでは、菓子製造業という事業を営んでいた場合は対象となりますが、農業者がそれぞれ製造した物をJAの看板で販売している場合は対象者となりません。

2.18 震災時に12市町村内で事業を行っていたが、震災後に12市町村外で介護事業を創業した。介護需要の増加に対応するため、12市町村内又は12市町村外で介護施設を

整備する場合は対象となるか。

A：12市町村外で事業を行う場合は、休業していた場合又は休業していたとみなせる場合のみ対象となります。

(4) 事業の承継等

2.19 震災後、事業主（個人事業主）が亡くなり、子どもが後を継いだ場合は対象となるか？

A：対象となります。亡くなられた個人事業主が原発災害当時、事業を行っていたことがわかる書類（Q&A2.13 参照）と申請者（子ども）が事業を承継したことが分かる書類を添付してください。

2.20 震災後、被災事業者から経営権を譲り受けた場合は対象となるか？家族以外の者に譲った場合も対象となるか？

A：いずれの場合も対象となります。（以下の書類の提出が必要となります。）
 法人の場合 …事業承継が確認できる書類
 個人事業主の場合 …経営権を譲ったことを証明する書類
 （震災前と譲渡後の税務申告書、市町村等への各種届け出書の写し、それらがなければ双方の署名捺印のある上申書）
 なお、事業譲渡した旧経営者は、後日事業を再開しようとしても対象になりません。

2.21 震災後、事業者が子息に事業を承継したが、子息が新たに別の事業での再開を計画している場合は、対象となるか？

A：対象となります。個人事業主が原発災害当時、12市町村内で事業を行っていたことがわかる書類（Q&A2.13 参照）と申請者（子息）が事業を承継したことが分かる書類を添付してください。

(5) 共同申請

2.22 宿舍整備や共同店舗を整備するため、12市町村内で事業を行っていた者が共同名義で一つの申請を行うことは可能か？

A：1事業者1申請が原則のため、共同で整備する場合は、面積で按分した経費をそれぞれの事業者が申請してください。その場合、全体の整備計画とそれぞれの申請書との関係を確認するため、同一申請回に申請書を提出してください。

2.23 複数者が共同で事業を行う場合、大企業又はみなし大企業が入っていてもよいのか？

A：共同整備のメンバーに大企業やみなし大企業が含まれることは問題ありませんが、大企業やみなし大企業は補助対象外となります。従って、面積按分した経費のうち、大企業及びみなし大企業分は補助されませんのでご注意ください。

なお、大企業又はみなし大企業を含む全体の整備計画と申請者の計画との関係がわかるように申請してください。

3 補助要件

(1) 事業再開等計画

3.1 どのような事業計画であれば、補助の対象となるのか。

A：事業再開等計画が本事業の目的（Q&A 1.1 参照）に沿っていれば（引いては、事業者の事業や生業の再建のためのものであることや働く場の創出、買い物をする場など、事業者の帰還・再建を促進し、まち機能の早期回復が図られれば）、対象となります。

3.2 12市町村内で多店舗展開（コンビニの複数地点への出店など）を考えている。店舗ごとに申請すれば対象となるか？また、申請件数（回数）に制限はあるか？

A：多店舗展開の場合は申請の区分が同一となることが想定されるため、その場合は一会計年度内に1回が限度となります。同一会計年度内に複数店舗を出店される場合は、店舗ごとではなくひとつの計画として申請していただくこととなります。

なお、別会計年度にわけて申請をされる場合は、複数回の申請が認められる場合（Q&A 1.5 参照）のみ対象となります。

3.3 12市町村内での店舗再開のために当補助金を利用したが、12市町村内にもう1店舗設ける場合は対象となるか？

A：複数回の申請が認められる場合（Q&A 1.5 参照）は対象となります。

3.4 事務所の建設と宿舍整備を同一の事業計画として申請することは可能か。

A：同時に申請することができます。

また、事務所の建設と、宿舍整備を別会計年度に申請する場合は、複数回の申請が認められる場合（Q&A 1.5 参照）のみ対象となります。

なお、12市町村外で事業再開を行う場合は、宿舍整備は申請できません。

3.5 飲食店の開業に向け施設の建設工事を行っている。工事は二期に分かれており、一期工事は着手しているが、今後行う二期工事を補助の対象とすることはできるか？

A：事業再開等計画として一期工事と二期工事とが独立した事業であれば、二期工事を対象とすることはできます。

ただし、一期工事と二期工事が独立した事業でない場合、事前着手となりますので、二期工事を申請の対象とすることはできません。

- 3.6 12市町村内で店舗を再開するために施設整備に当補助金を利用したが、市場調査や販路開拓を行うため再度申請したい。対象となるか？

A：複数回の申請が認められる場合（Q&A 1.5 参照）であれば、補助対象経費の限度額（1,000万円）の範囲内で対象となります。

- 3.7 12市町村外で再開するために当補助金を利用し、その後、12市町村内で再開する場合は対象になるか？その場合、12市町村外の補助対象財産は処分しなければならないのか？

A：対象となります。この場合において、当補助金を利用して取得した12市町村外の補助対象財産については、

- ・継続使用する場合
県に報告する必要はありません。
- ・閉鎖し財産を処分する場合
事前に県に「取得財産等の処分承認申請書（様式第12号）」を提出して承認を得なければならない場合がありますので、予めご相談ください（財産の処分により、補助金の全部又は一部を県に返還しなければならない場合があります。）。

- 3.8 12市町村外で事業再開等を行う場合は、施設・設備の整備だけでなく、販路開拓等（市場開拓調査）も合わせて申請することは可能か？

A：補助対象経費の限度額の範囲内であれば、施設・設備の整備のほかに販路開拓のための広報費など、複数の事業区分に跨がる申請をすることも可能です。
ただし、宿舍整備は申請できません。

(2) その他

- 3.9 過去、12市町村以外でグループ補助金や中小企業等復旧・復興支援事業（県単補助金）を利用した場合、今回の補助金申請にあたって、グループ補助金等の返還は必要か。

A：グループ補助金や県単補助金を利用し取得した財産を処分する場合でなければ返還の必要はありません。

ただし、グループ補助金や県単補助金を利用し取得した財産を処分する場合は、事前に取得財産等の処分承認申請書を提出して承認を得る必要があります。財産の処分に伴い、補助金の全部又は一部を県に返還していただくこととなる場合もあります。詳しくは、以下の担当に確認してください。

※ グループ補助金：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

（県経営金融課 グループ補助金担当：024-572-7021）

県単補助金：中小企業等復旧・復興支援事業（県企業立地課 024-521-7280）

3.10 12市町村内で補助事業を実施する場合、原子力災害後休業していた又は休業していたとみなせること要件としていないのはなぜか

A：この補助事業は、被災12市町村の事業者の事業や生業の再建等を支援することを目的とし、引いては、12市町村内における働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図る観点から、12市町村内で事業再開等をする場合には、「休業していた」等の要件をかけておりません。

3.11 事業目的に沿った計画なら採択となるのか？

A：本事業の目的に沿っている事業再開等計画であっても、審査の結果、不採択となる場合があります。審査方法については公募要項15ページを参照してください。

3.12 市町村が国や県の補助金をうけて設置した施設に、入居したいが、この場合の家賃は補助対象となるか。

A：二重支援となることから補助対象となりません。

4 補助率

4.1 帰還困難区域や特定復興再生拠点区域で事業を行う場合の補助率は？

A：帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において事業再開等を行う場合については5分の4以内の補助率となります。(原子力災害発生時と同じ市町村である必要はありません。)

4.2 12市町村外の補助率は3分の1以内だが、12市町村内と同様4分の3以内とすべきではないのか？

A：本事業は、被災事業者の事業・生業の再建を支援することを目的とし、引いては12市町村内における働く場の創出や買い物をする場などのまち機能の早期回復を図る観点から、12市町村外で再開する場合の補助率と差を設けています。

ただし、帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において原子力災害発生時に事業を行っていた事業者が12市町村外で事業再開等を行う場合であって、当該区域への帰還意向を有する方については、地元での再開が困難なご事情を踏まえて、補助率を4分の3以内としています。

4.3 12市町村外で補助率4分の3以内が適用される要件である「当該事業者が将来的に帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域に帰還する意思を確認できること」とは具体的に何を確認するのか。

A：要件にある「当該事業者が将来的に帰還する意思を確認できること」は、次によ

り確認します。

- ①当該法人が、補助金申請時点において、帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において、事業所の商業・法人登記を行っていること。(登記事項証明書で確認できること。)
- ②当該個人事業者が、補助金申請時点において、帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域に納税地又は事業所を置いていること。(個人事業の開業届、納税証明書、住民票等で確認できること。)
- ③様式第1号(別紙1)「事業再開等計画書」において帰還する意思を確認できること。

5 補助対象事業、補助対象経費

(1) 共通

5.1 消費税、申請代行手数料等は補助対象になるか？

A：消費税は補助対象になりません。申請代行手数料も補助対象になりません。

5.2 他の補助金等の補助対象物の自己資金部分に当補助金を充てられるか？

A：自己資金分であっても、他の補助金の対象になっているもの(事業)に当補助金を充てることはできません。

(2) 人件費

5.3 従業員を採用して総務や経理などの事務を行わせたいが、人件費の補助対象になるか？

A：人件費は、従業員が補助事業に直接従事した場合のみ対象となり、補助対象以外の業務や経理事務などの一般事務に従事した場合は対象外となります。
そのため、業務日誌により、補助事業に直接従事した時間と補助事業以外に従事した時間を明らかにしなければなりません。

5.4 従業員の給料を毎月25日締めで翌月10日に支払っているが、人件費の補助の対象となる期間はいつからいつまでになるか？

A：補助事業は、事前着手の承認を受けた場合を除き、交付決定のあった日以降に着手し、3月31日までに完了しなければなりません。人件費については、交付決定日より前に雇用契約を結んでいる従業員であっても補助対象となり、対象期間は交付決定日から3月31日までです。(期間中に支払ったものに限る。)
例えば、交付決定日が8月15日で、給料を毎月25日締め、翌月10日に支払っている場合は、8月15日から2月25日までの勤務分として支払った給料が

補助対象となります。2月26日以降の勤務分は4月10日に支払われるため対象になりません。

5.5 人件費の実績報告にはどのような書類を提出しなければならないか？

A：従業員の雇用、給料等の支払、従事した業務内容、従事した時間などの実績を確認するため、以下の書類を提出していただく必要があります。

- ・「人件費対象者一覧表」
- ・「事業従事者の組織図（体制図）」
- ・「雇用契約書の写し」
- ・「被保険者標準報酬決定通知書の写し（健保等級適用者の場合）」
- ・「就業規則・給与（賃金）規程の写し」
- ・「補助事業従事日誌」
- ・「出勤簿・タイムカード等の写し」
- ・「給与を支払ったことがわかる書類（金融機関振込受付書の写し）」
- ・「給与台帳又は給与明細の写し」

（3）施設／設備＜共通＞

5.6 中古の建物・設備の購入は補助対象になるか？

A：中古であっても対象になりますが、価格が適正であるかどうか確認する必要があります。例として、建物の場合は不動産鑑定士の鑑定書又は複数の見積書、設備の場合は複数の見積書などを提出していただくこととなります。価格の適正性が明確でない場合は、補助対象として認められない場合もありますので、ご注意ください。

5.7 不動産や設備等のリースは補助対象になるか？対象になる場合の対象期間は？

A：補助事業の目的の達成に不可欠であれば対象になります。対象期間は、事業完了予定日又は交付決定年度の3月末までのいずれか早い日までとなります。また、補助申請事業の交付決定通知前に発注や契約、納品、代金の支払いなど事前着手したものは、事前着手の承認を受けた場合を除き、補助対象経費とすることはできません。

5.8 貸店舗を探しており、物件があるときに確保したい。申請前に賃貸借契約した家賃は補助対象に該当するか。

A：事前着手の承認を受けた場合を除き、補助事業の交付決定前に、発注や契約、納品、代金の支払いなど事前着手したものは、補助対象経費とすることはできません。（店舗の賃貸借契約も同様です。）ただし、事前着手の承認を経た場合は、賃貸借契約を結ぶことができます。この場合でも、家賃は交付決定以降分が補助対象となります。

- 5.9 土地を購入し、事務所、加工施設等の施設を建てる計画について、土地の確保が困難であることから、補助金申請前に土地を購入する場合、土地の造成や施設の建設を申請することはできるか。

A：事前着手の承認を受けた場合を除き、予め購入した土地購入費用を補助対象経費に含めることはできませんが、交付決定後に実施する土地の造成や施設の建設に要する費用は補助対象となり得ます。

また、自己資金で行う土地の造成について、申請前（交付決定前）に行うことは可能です。（ただし、施設の建設と土地の造成の契約は分ける必要はあります。

また、土地を農地転用する場合は Q&A 5.7 を参照ください。）

- 5.10 農地を転用して、事務所、作業所等の施設を建てようと考えています。補助金申請について注意しなければならないことは何ですか。

A：農地転用を必要とする土地に整備する施設について補助金を活用する場合、農地転用許可も補助金を財源とする計画である旨で申請し、許可を得る必要があります。

また、農地転用は土地の造成から施設建設までが一体の事業であり、分けて考えることはできません。例えば自己資金で土地を造成し、施設の建設を補助対象とする内容の補助金申請の場合、補助金の交付決定前に自己資金で土地の造成を開始した時点で全体事業に事前着手したと見なされ、原則施設の整備についても補助対象外となってしまうので、注意してください。

- 5.11 公設民営商業施設にテナントとして入る予定だが、テナント料は補助対象となるか？

A：補助対象となりますが、テナント料（家賃）については、交付決定後に契約した日以降の交付決定年度分のみが対象となります。

- 5.12 自社で建物を建築又は自社製造の設備等を設置等した場合、間接経費（販売費及び一般管理費）も補助対象になるか？

A：対象になりません。自社で施工、製造した場合は、原材料費などの直接経費のみ対象となります。（従業員の人件費等も対象外です。）

- 5.13 知人から土地や建物を購入することは可能か？

A：本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等にかかる借入・購入費については補助の対象となりません。

また、取引をする際は、必ず売主と不動産会社が媒介契約を締結することとなります。

- 5.14 土地を購入する場合、登記費用は補助対象になるか？

A：各種手続き費用や各種登録手續費用、申請代行費用は対象になりません。

5.15 土地の賃借費は何年分まで認められるのか？

A：事業完了予定日又は交付決定年度の3月末までのいずれか早い日までとなります。

5.16 現在借地で使用している土地を購入することは補助対象となるか。

A：事業の実施のために施設の整備や宿舍整備を行う場合、同時に必要な土地の購入であれば対象となります。ただし、土地の購入だけでは対象にはなりません。
また、本人又は3親等以内の親族が所有する土地にかかる購入費は対象となりません。

5.17 12市町村内で事業を再開しているが、施設・設備の修繕や同じ又は同種の設備に更新を行うものは、補助の対象となるか。

A：事業再開している場合は、この修繕・更新が事業・生業の再建等に必要又は効果があると判断されるものであれば対象となり得ます。こうしたケースを申請いただく場合には、現状の施設・設備の状況や修繕・更新の必要性又は効果について、説明してください。

例えば、施設の更新であれば、事業・生業の再建等のためにどのような改善が必要なのか（現状の施設の状況）、施設を修繕することで事業・生業の再建等にどのようなつながるか（修繕の必要性・効果）を記入してください。また、設備の更新であれば、現在保有している設備のスペック・状態はどのようなものか（現状の設備の状況）、設備を更新することで事業・生業の再建等にどのようなつながるか（設備の必要性・効果）を記入してください。

ケースバイケースとなりますが、施設・設備の必要性・効果については、「修繕・更新により、生産効率●●%の事業改善が達成でき、経営の強化が見込まれる」というような計画の説明がなされることが望ましいと考えます。

※複数回申請の場合、設備の更新（単なる更新だけでなく、壊れて使えなくなったことによる更新も含む。）のみをもって環境変化があったとは言えず、要件を満たしませんのでご注意ください。

(4) 施設の整備

5.18 店舗兼住宅は対象になるか？

A：店舗部分のみ対象になります。この場合、住宅と共通のため店舗部分固有の費用として分けられない費用は、床面積等で按分することとなります。

5.19 不動産業である事業者が販売物件（賃貸物件）である土地・建物を購入する場合、対象になるか。

A：不動産業者にとって土地・建物は商品そのものであり、その取得費用は対象にな

りません。

- 5.20 不動産賃貸業だが、震災前から所有している物件を修理しなければ店子が戻れない状況。修理代を補助の対象にしてもらえないか。

A：不動産賃貸業者にとって建物は商品そのものであり対象にはなりません。
 なお、申請事業者が店子であり、補助事業の目的の達成に建物の修理が不可欠であれば費用は対象となります。

- 5.21 現在賃借している建物（事務所等）を、購入して引き続き利用する場合は、補助の対象となるか。

A：：本事業では事業再開等計画を実施するうえで必要な施設の整備・修繕費用を補助対象としています。したがって、施設の整備・修繕を必要とせず現在使用している建物をそのままの状態で使用する場合は補助対象となりません。

- 5.22 施設整備に併せて土地の購入を計画する場合に、2社以上の見積徴収が困難であるときに代替するものはあるか。

A：土地の購入価格の適切性を判断する資料として、固定資産台帳の評価額又は不動産鑑定士による不動産鑑定書（簡易鑑定を除く）が考えられます。（不動産鑑定料は、補助の対象経費とはなりません。）
 なお、固定資産台帳の評価額は70%で割り戻して調整してください。
 （補助対象経費は見積額と上記判断資料による金額のうち低い方の額となります。）

- 5.23 被災12市町村外で事業を再開し、事務所と倉庫を設置している。被災12市町村内で倉庫を建てる申請は対象となるか。

A：事業計画において12市町村内で事業再開等を行うにあたり必要な倉庫であれば、対象になります。

（5）設備の整備

- 5.24 「設備」として乗用車は対象になるか？

A：建機車両、移動販売車、大型車両等など事業専用に使用するものは対象になりますが、他の目的に使用され得る乗用車等（ワゴン車、軽自動車等）は対象になりません。

- 5.25 今ある設備が古くなったので買い換えたいが、設備の能力は同程度以上となる。対象になるか？

A：当補助金は復旧を目的としたものではありませんので、同等以上のものであっても対象となります（ただし、事業再開等計画における妥当性や実効性を確認させて

いただきます。)

- 5.26 旅館、飲食店、葬祭場などが送迎用の自家用バス（白バス）を新たに導入する（又は更新する）場合は、補助の対象となるか。

A：旅客運送業（道路運送法）等へ抵触しないことを前提として、旅館、飲食店、葬祭場等の事業運営のために専用で使用されるのであれば対象となります。
 なお、車体には事業者名を記載することとし、事業にのみ使用する旨を記載した書面を提出していただきます。

- 5.27 福祉車両について車種が軽乗用車や乗用車の場合は対象となるか。

A：移動入浴車など車両を改造し、事業専用として使用される車両であれば対象となります。

（6） 宿舎の整備

- 5.28 以前建設した宿舎を取り壊して新築したいが、取り壊し費用は補助対象経費になるか？

A：宿舎整備に係る建物の取り壊し・撤去費などは補助対象外です。

- 5.29 12市町村内の複数者が共同で従業員宿舎を建設する場合の事業費はどうなるのか？

A：事業費を床面積按分に応じて積算することとなります。
 なお、申請は事業者毎に同時に行ってください。(Q&A2.22 参照)

- 5.30 経営者の自宅に従業員を住ませる場合、自宅の改造費は対象になるか？

A：居室のみ提供し同居のような形態の場合は、経営者住居との区別ができませんので、対象になりません。入口（玄関）、トイレや台所などの水回りなどを別に設置するなど構造上世帯を分ける場合は対象になります。

- 5.31 従業員宿舎の入居者から家賃及び共益費を徴収してもよいか？

A：当該宿舎の維持管理のために必要とする費用の範囲内であれば、徴収は可能です。

- 5.32 既に保有している宿舎の修繕や改修を行うことは可能か？

A：宿舎の整備をするうえで必要な修繕や改修であれば対象になります。

（7） 新商品・新サービス開発

- 5.33 「新商品・新サービス開発」とはどのようなものが対象となるのか？

A：事業再開に伴う新商品や新サービスの開発における研究・設計・検査等や、試作

品のテスト販売等を想定しています。

5.34 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する原材料費（試作に係るものに限る）とは何か？

A：新商品・新サービス開発の試作に必要な原材料費の購入に要する経費を想定しています。計上する場合は、受払簿（任意様式）を整備し、受払を明確にしてください。

なお、購入する原材料の数量は必要最小限に止めるとともに、使用状況を管理することが必要です。補助事業完了日時点での未使用残存品は補助対象とはなりません。

また、開発した試作品を販売してはいけません。

5.35 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する技術導入費とは何か？

A：外部からの技術指導や知的財産等の導入に要する経費を想定しています。

5.36 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する外注加工費とは何か？

A：試作品の開発に必要な原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等（外注加工先の機器を使用して自ら行う場合を含む）を行う場合に、外注加工先への支払いに要する経費を想定しています。その際には、外注加工先との書面による契約の締結が必要です。

5.37 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する委託費とは何か？

A：外部の機関に試作品の開発の一部を委託する場合の経費を想定しています。その際には、委託先との書面による契約の締結が必要となります。

また、委託費には間接経費（販売費及び一般管理費）を含みます（ただし、直接経費の10%を限度とする）。

5.38 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する知的財産権等関連経費とは何か？

A：新商品開発と密接に関連し、事業化に当たり必要となる知的財産権等の取得に要する弁理士の手続き代行費用や外国出願特許のための翻訳料など知的財産権取得に関連する経費を想定しています。

なお、出願料や審査請求料、特許料等は対象とはなりません。

5.39 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する運搬費とは何か？

A：運搬料、宅配・郵送料等の支払に要する経費を想定しています。

5.40 「新商品・新サービス開発のための事業」に関する専門家謝金、専門家旅費とは何か？

A：当該事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費と想定しています。なお、謝金及び旅費については、補助事業者における内規等に基づき支払等を行ってください。

また、この補助金の申請に係る資料作成代行や助言等は補助対象となりません。

5.41 「新商品・新サービス開発のための事業」について、自社従業員の人件費等は対象になるのか？

A：自社従業員の人件費については、補助対象経費になりません。

(8) 市場開拓調査

5.42 「市場開拓調査」とはどのような取組か？

A：売上向上に向けた新商品開発や商品パッケージの変更等のために委託して行うマーケティング調査や販路開拓のための広報、展示会出展等を想定しています。

5.43 「市場開拓調査」に関する委託費（マーケティング調査費等）とは何か？

A：外部の調査機関等へ委託する調査分析費を想定しています。

なお、展示会出展の際や補助事業者が行う調査の際に配布するサンプル品の製造費や記念品代、謝礼金等については、補助対象となりません。

5.44 「市場開拓調査」については、自社従業員の人件費等は対象になるのか？

A：自社従業員の人件費については、補助対象経費になりません。

5.45 市場開拓調査の対象範囲を変えれば、複数回申請できるか？

A：市場開拓調査の対象範囲を変えたことのみをもって複数回の申請をすることはできません。複数回の申請については Q&A 1.5 を参照してください。また、上限額は、他の費用項目（広報費、雑役務費）を含めて 1,000 万円です。

5.46 「広報費」は、通常の新聞折り込みや Web 広告なども対象になるか？

A：事業再開による開店チラシ、販路開拓等で必要なものであれば広報の形態は特に問いません。

ただし、通常営業の中での売出しなどのチラシは対象になりません。

5.47 「広報費」は、自社で新たにホームページを立ち上げる場合も対象になるか？

A：ホームページ制作を外部に委託する場合は対象となりますが、社内で制作する場合は対象になりません。

5.48 市町村やデパートなどの物産展への出店は、展示会出展費用とみなされるか？

A：出展料や商品・機材等の運搬費など、展示会出展費用として申請可能です。
ただし、事前着手の承認を受けた場合を除き、交付決定日以降に出店申込をする必要があります。

5.49 「展示会出展費用」には従業員の人件費や出張旅費は含まれるか？

A：出張旅費は含まれますが、従業員の人件費は含められません。出張旅費は補助事業者における内規等に基づき支払ってください。

5.50 展示会で自社製品（商品）を販売してもよいか？

A：可能です。
ただし、商品の原材料費や販売のために雇用した者の人件費は対象となりません。

6 補助対象経費限度額

(1) 共通

6.1 補助対象経費の限度額を 1,000 万円超に引き上げる場合の「別途定める要件」とは何か。

A：事業再開等に際して事業者が策定した事業計画について、事業再開場所となる市町村が、原子力災害からの復興に向け策定した計画の実施に資するものとして必要と認める設備投資等であることが要件となります。

なお、原子力災害からの復興に向け策定した計画とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村が定めた復興計画、長期計画及びこれに類する計画とします。

6.2 補助対象経費の限度額 1,000 万円では全体計画を実施できないが、限度額を引き上げられないか？

A：1 申請あたりの補助対象経費の限度額は 1,000 万円です。なお、1 2 市町村内で事業再開等を行う場合であって、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして市町村が復興計画等確認書を交付した場合、補助対象経費は 3,000 万円まで認められます。(帰還困難区域、特定復興再生拠点区域又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において事業再開等を行う場合、補助対象経費は 4,000 万円まで認められます。)

また、原子力災害発生時に大熊町・双葉町において事業を行っていた事業者が事業再開等を行う場合で、事業再開等計画が町の復興計画等に定める町外拠点に関連し、町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資するものとして、市町村が復興計画等確認書を交付した場合は、補助対象経費は 3,000 万

円まで認められます。

- 6.3 市町村が策定する復興計画等に沿ったものとはどういうものか？「復興計画等」とは、復興計画以外に何を指すか？

A：12 市町村が原子力災害からの復興に向け策定した復興計画、長期計画及びこれに類する計画を指し、これらの内容に沿った事業再開等計画であると、事業再開場所又は避難元の市町村が確認したものになります。

- 6.4 1 2 市町村が策定する復興計画等に沿ったものであるかどうかは、どのように市町村に認めてもらうのか？

A：市町村復興計画等確認書（様式第 13 号）に、今回の事業再開等計画が、市町村の復興計画等のどの部分に該当するのかを記載の上、事業再開等を行う市町村から、復興計画等の実施に資するものであることの確認を受けてください。

大熊町・双葉町の町外拠点に関連する事業再開等計画を申請する場合は、様式第 13 号の「2.今回の事業再開等計画及び市町村復興計画等との関連性」の枠内に、どの町外拠点に関連する計画か、また、申請する事業再開等計画が、町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等にどのように資するのか、について具体的に記載してください。

- 6.5 復興計画上の商業ゾーンに店舗、工業ゾーンに工場、住宅ゾーンに従業員宿舎を設置すれば市町村が策定する復興計画に沿ったものと認められるか？

A：復興計画に沿ったものであるかどうかの判断は、事業再開を行う場所の市町村が行います。

- 6.6 新商品開発や市場調査事業の限度額を 1,000 万円超に引き上げることは可能か？

A：新商品・新サービス開発や市場開拓調査事業は、市町村復興計画等確認書（様式第 13 号）の添付があっても 1,000 万円が上限です。

（2）町外拠点に係る事業再開等計画

- 6.7 大熊町と双葉町の復興計画等に定める町外拠点とはどこか。

A：大熊町は、会津若松市、郡山市及びいわき市に設置されるコミュニティ拠点が、双葉町は、いわき市、郡山市、南相馬市及び白河市に設置される双葉町町外拠点が、それぞれの町の復興計画等において町外拠点として位置づけられています。

- 6.8 大熊町の事業者の場合、会津若松市、郡山市又はいわき市で行う事業であれば、また、双葉町の場合、いわき市、郡山市、南相馬市又は白河市で行う事業であれば、補助対象経費の限度額が 3,000 万円になるということか。

A：それぞれの市で行われる事業の補助対象経費の限度額が全て 3,000 万円になる

のではなく、大熊町又は双葉町の町外拠点に関連し、かつ、これら拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資する事業再開等計画であると大熊町又は双葉町が認めたもののみ上限が 3,000 万円となります。

6.9 町外拠点に関連する事業再開等計画とはどのような計画か。

A：町外拠点に関連する事業再開等計画として、まずは、公募要項にある「町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資するもの」が対象となり得ます。この他、町外拠点を一定の範囲をもって大熊町・双葉町が整備する計画を有している場合に、この拠点内で事業を実施する場合は対象となり得ます。

6.10 町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資するものとはどのようなものか。

A：例えば、町外拠点に居住又は集まる大熊町又は双葉町の方々の交流の場となり得る、町外拠点に隣接・近接する飲食店や、町外拠点に居住又は集まる大熊町又は双葉町の方々の買い物利便性の向上に資する町外拠点に隣接・近接する小売店、医療・福祉施設、町外拠点を一定の範囲をもって大熊町・双葉町が整備する計画を有している場合に、この拠点の範囲内で事業を実施する場合などが、「町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上等に資するもの」として想定されます。

6.11 なぜ 1 2 市町村外の限度額は 1,000 万円、町外拠点に関連し、町外拠点における生活・交流環境の整備・向上等に資するもののみ補助対象経費の限度額が 3,000 万円になるのか。

A：事業再開等支援補助金において、補助対象経費の限度額を 3,000 万円まで拡大するためには、事業再開等計画が市町村の復興計画等に沿ったものと認められる必要があります。町外拠点は、1 2 市町村内と同様、町として計画を立てて整備を進めている地域として復興計画等で位置づけられているため、これに関連する事業再開等計画が限度額拡大の対象となったものです。

6.12 町外拠点からどのくらいの距離に位置する、どのような業種であれば、町外拠点の住民の生活・交流環境の整備・向上等に資すると認められるのか。

A：町外拠点の住民の生活・交流環境の整備・向上に資するか否かは、距離や業種のみをもって判断することはできません。

事業の状況や計画内容、及び、町外拠点と事業実施場所との距離的關係性等を踏まえて、町外拠点における町民の生活・交流環境の整備・向上に如何に貢献するかを、具体的かつ詳細に市町村復興計画確認書に記載し、市町村に認めてもらう必要があります。

7 事前着手について

7.1 何をもって着手と判断するのか？

A：発注や契約、納品、代金の支払いなどの事実関係をもって着手と判断します。

7.2 事前着手を行い、早く事業を再開したい。どのような場合に事前着手が認められるのか。

A：交付決定を受ける前に発注・購入・契約等をしなければ事業再開等の機会を失いかねない又は申請年度内の事業完了が困難であること、申請時点で資金計画が適切で確実な事業執行が見込まれること、年度内での事業完了が確実であるなどを総合的に判断して承認の可否を決定します。

7.3 事前着手の承認を待っていると、設備の導入が困難になる。承認前に発注してもよいか。

A：事前着手の承認前に着手した案件については、いかなる理由があっても補助対象経費として認められません。

7.4 事前着手の承認が得られれば、事業完了後に補助金が支払われるということか。

A：事前着手が承認された場合であっても、採択を約束するものではありません。申請書類を審査した結果、不採択となった場合には補助金はお支払いできません。

8 補助の申請等

8.1 事業再開等の事業計画を事前に確認する認定経営革新等支援機関とは何か？

A：中小企業・小規模事業者の経営課題に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を行う、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているとして国から認定された機関や人（商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士など）です。

8.2 認定経営革新等支援機関は何を確認するのか？

A：事業再開等計画の妥当性や実効性について、確認します。

8.3 認定経営革新等支援機関はどこにあるのか？

A：福島県内には、商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、中小企業診断士など約 400 の機関や人が認定を受けています。具体的には、東北経済産業局や中小企業庁のホームページに名簿が掲載されていますのでそちらをご覧ください。

東北経済産業局 HP：http://www.tohoku.meti.go.jp/s_cyusyo/kyokashien.html

中小企業庁 HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

8.4 認定経営革新等支援機関の確認があれば補助金は受けられるのか？

A：認定経営革新等支援機関における確認は、事業再開等計画の妥当性や実効性の確認であり、これだけをもって補助事業の採択にはなりません。

8.5 認定経営革新等支援機関自らが補助申請する場合、自己の確認で構わないか？

A：他の認定支援機関の確認が必要です。

8.6 認定経営革新等支援機関の確認は無料か？

A：県では、個々の認定支援機関の手数料については関与していません。それぞれの認定支援機関に御確認ください。

8.7 認定経営革新等支援機関の確認が有料の場合、その費用を補助金の対象にできるか？

A：申請に要する費用は補助対象になりません。

8.8 申請書の提出先は？

A：交付申請書については、以下に郵送してください。

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県経営金融課 事業再開補助金担当

8.9 申請書の提出方法は？（郵送、持参、メール、電子申請）

A：郵送してください（その他の方法では受付できません。）。

8.10 添付書類が一部揃っていないが申請できるか？

A：添付書類が全て揃っていない場合は、申請を受理できません。

8.11 事業の内容にかかわらず見積書は必須か？ 施設や設備は複数者から見積書をもらう必要があるか？

A：建築費、設備費、委託費（外注費）など他者に発注するものは、全て見積書が必要です。さらに、50万円（税抜き）以上の物件等については、2社以上から見積もりを取得する必要があります。

8.12 申請書を郵送する場合、当日消印有効か？

A：当日消印有効とします。

8.13 公募期間外に提出しても次回の公募まで預かってもらえるか？

A：公募期間外の申請は受け付けません。次の公募期間に改めて提出してください。

8.14 申請後、交付決定前に法人代表者が交代した。申請は有効か？

A：法人の代表者が交代した場合は、申請はそのまま有効です。交代した事実が分か

る書類を添えて届け出てください (様式任意)。

8.15 申請した個人事業主が亡くなりその子が相続した。申請は有効か。

A : 申請した個人事業主が補助金の交付決定よりも前に死亡した場合は、申請は無効となります。交付決定後に死亡した場合で、引き続き事業を実施する場合には、事業の承継がわかる書類を添付して届出を提出していただきます。

9 事業の実施

9.1 事業実施に当たり複数業者の見積書は必要か？

A : 50 万円 (税抜き) 以上の物件等については、申請時に 2 社以上の見積書の提出を求めています。そのため、事業実施に当たっては、必ずしも複数業者の再度の見積もりは求めませんが、自己負担経費を圧縮するためにも、高額投資になる場合には、複数業者から見積もりを取得して比較することが望ましいと言えます。

9.2 古くから付き合いのある業者に発注したいが可能か？

A : 50 万円 (税抜き) 以上の物件等については、必ず 2 社以上の見積書を取ったうえで、見積額の低い業者を選定しなければなりません。

9.3 補助事業を遂行するにあたり契約の相手方に制限はあるのか？

A : 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約 (契約金額 100 万円未満のものを除く) に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません (補助事業の実施体制が何重であっても同様です)。

経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者については、以下のホームページにてご確認ください。

経済産業省HP :

http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

10 計画の変更等

10.1 発注する段階で、申請書の内容の変更が生じたが、どのようにすれば良いか？

A : 補助事業の内容や経費の配分を変更しようとするときは、予め変更承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。

なお、内容が軽微な変更であっても事前に県の担当者に御相談ください。

10.2 交付決定後に導入する設備を変更したいが、変更申請は必要か？

A : 導入する設備を変更する場合は、予め変更承認申請書を提出した上で県の承認が

必要になります。

なお、内容が軽微な変更であっても事前に県の担当者に御相談ください。

10.3 土地の購入交渉がまとまらず、場所を変更したいがどんな手続きが必要か？

A：予め変更申請書を提出した上で、県の承認が必要になります。

10.4 金額はそのまま市場調査の内容を変更したいが申請は必要か？

A：計画変更に当たりますので、予め変更申請書を提出した上、県の承認が必要になります。

10.5 資材が高騰し、補助申請時の金額では契約できない。補助金の上乗せは可能か？

A：申請時の見積書よりも事業費が上がっても、補助金の上乗せはできません。契約内容に変更が生じる場合は、事前に県の担当者に御相談ください。

10.6 交付決定額よりも安く事業ができた。余った補助金を他に回してもよいか？

A：補助対象経費として交付決定を受けていないものに対して補助金を充てることはできません。交付決定額は補助の上限額であり、補助金額を保証するものではありません。実際の補助金額については、補助対象経費の実績に応じて決定いたします。

なお、概算払いで実績額よりも多く補助金を受けている場合は、返納していただくこととなります。

また、余った補助金を他に回したことが後日発覚した場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、既に支払った補助金の返還を求めだけでなく、10.95%の加算金が付加されます。

10.7 事業実施中に法人の代表者が交代した。手続きは必要か？

A：代表者変更の事実が確認できる書類を添付して届け出てください（様式任意）。

10.8 事業実施中に申請した個人事業主から、子に事業承継することとなった。補助事業を継続してもよいか？補助の対象になるか？

A：補助申請及び交付決定内容を引き継ぐ場合は継続可能ですので、事業承継の事実が確認できる書類（個人事業主：廃業届、子：開業届）を提出してください。

11 計画の中止又は廃止等

11.1 補助事業の交付決定を受けたが、事情があつて事業を中止（廃止）したいが、どうしたらよいか？

A：補助事業の中止（廃止）承認申請書を提出して、県の承認を受けてください。既に事業に着手しており、概算払いを受けている場合は、補助金を全額返還していただくこととなります。

11.2 補助事業に着手したが申請期間内の事業完了が困難になった。どうしたらよいか？

A：速やかに補助事業遅延等報告書を提出し、県の指示を受けてください。

12 実績報告等

12.1 補助金に係る経理の関係書類は何年間保管しなければならないか？

A：事業が完了した翌年度から起算して5年間は必ず保管しなければなりません。

12.2 領収証があれば代金の支払いは現金でもよいか？必ず金融機関の口座に振込しなければならないか？

A：現金による支払いの場合、支払いの事実を確認できない場合があるため、現金による支払いは極力避け、金融機関の口座振込により支払ってください。やむを得ず少額を現金で支払う場合は、必ず領収証をもらってください。

なお、現金払いの場合には、実績確認の際に理由の説明を求めたり、相手方に確認したりすることがあります。

また、支払いの事実が確認できない場合、補助金の支払いはできません。

12.3 補助金に係る経理の関係書類（請求書や口座振込依頼書）を紛失してしまったが、どうしたらよいか？

A：再発行してもらってください。

12.4 自社で事務所を建築した場合、領収証は自社で発行するのか？

A：自社の領収証は不要ですが、直接かかった資材費などの経理の関係書類（請求書や口座振込依頼書）が必要となります。

12.5 自社で市場調査を実施した場合、間接経費は対象となるか？

A：自社で市場調査を実施した場合は、直接経費のみが補助対象になります。間接経費（販売費及び一般管理費）や人件費は対象になりません。

12.6 店舗兼住宅を新築し、住宅分は東電賠償金を充当する計画であり、東電に領収証の原本を提出しなければならない。補助対象となる店舗部分の領収証は写しでも良いか。

A：店舗分、住宅分に分け、それぞれに対応した領収証を準備できるようお願いします。

また、県への提出は写しで結構ですが、経理の関係書類は検査等でいつでも提示できるよう原本を手元に保存しておいてください。

13 補助金の支払

13.1 実績報告からどれくらいの期間で補助金は支払われるか？

A：実績報告完了後から概ね2ヶ月程度要します。

実績報告書の提出を受けた後、書類審査や現地調査を行い問題が無ければ補助金の額が確定し、補助金の請求を行っていただきます。

なお、事業実施期間終了間近（3月）など実績報告書の提出が集中する時期には、通常よりも時間を要する場合があります。

13.2 補助金の概算払いは可能か？何割まで可能か？

A：補助金は、原則として補助金の額の確定後に支払いますが、事業の遂行に支障をきたすなどやむを得ないと判断され、事業が5割以上進捗している場合（補助対象経費のうち支払いが完了した経費の割合が5割以上の場合）に限り、交付決定額の5割までの範囲で概算払いが可能です。

なお、概算払いは1回限りとします。

13.3 補助金を請負業者に直接払ってもらうことは可能か？

A：補助金は、交付決定を受けた者にしか支払えないため請負業者に直接払うことはできません。

13.4 つなぎ資金の融資を受けた。補助金を金融機関に直接支払ってもらえないか？

A：補助金は、交付決定を受けた者にしか支払えないため金融機関に直接払うことはできません。

13.5 補助金の概算払いを受けた。運転資金が必要になったので、一時的に運転資金に流用してもよいか？

A：補助金を運転資金に流用することはできません。

14 財産の管理

14.1 補助を受けた財産の管理は、どのように行えばよいのか？

A：補助事業によって取得し又は効用が増加した財産については、取得財産管理台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければなりません。

また、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って効率的な運用を図らなければなりません。

15 財産の処分（目的外の使用の禁止等）

15.1 補助を受けた財産を第三者に譲渡又は貸し付けたいが、可能か？

A：補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産は、予め県の承認を受けない

限り、補助金等の目的に反して使用したり、譲渡したり、交換したり、貸し付けたり、又は担保に供することはできません。

取得した財産を処分制限期間中にどうしても処分しなければならない場合には、予め県の担当者にご相談ください。

また、処分制限期間については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められている耐用年数です。

- 15.2 事業完了後に個人事業主が亡くなり、相続をした。事業は継続して行うが何かしらの手続きが必要か。

A：相続をした場合には、財産処分の手続きが発生しますので、相続人が手続きを行う必要があります。速やかに県にご相談ください。

- 15.3 補助金を受けたときは個人事業主だったが、事業完了後に法人成りをした。何かしらの手続きが発生するのか。

A：個人事業主が、法人成りをした場合には財産処分の手続きが必要になります。速やかに県にご相談ください。

16 補助金の返還等

- 16.1 当補助金を活用して建物と設備を購入し事業を再開したが、業績不振のため廃業し財産を処分することとなった。補助金は返還しなければならないか？その場合の返還額は？

A：補助金によって取得した①不動産及びその従物、②取得価格又は効用の増加額が50万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他の財産を処分制限期間中に処分する場合には、予め県の承認を得ることが必要です。

この場合、補助金の全部又は一部を県に返還していただく場合があります。

- 16.2 当補助金を活用して設備を導入したが、業績好調により更に能力の高い設備と入れ替えることになった。この場合、入れ替え元の旧設備の補助金は返還しなければならないか？

A：処分制限期間中に取得価格又は効用の増加価格が50万円（税抜き）以上の取得財産を処分する場合には、予め取得財産等の処分承認申請書の提出が必要となります。

この場合、補助金の全部又は一部を県に返還していただく場合があります。

- 16.3 当補助金を活用して従業員宿舎を整備したが、従業員だけでは空き室が出てしまった。一般の賃貸アパートとして活用したいが、補助金は返還しなければならないか？

A：一般の賃貸アパートにする場合、補助金等の目的に反して使用することとなるため予め取得財産等の処分承認申請書の提出が必要となります。

この場合、処分等の状況に応じ、補助金の全部又は一部を県に返還していただく場合があります。

17 その他

17.1 補助金が支払われるまでのつなぎ資金として有利なものを紹介してほしい。

A：つなぎ資金は用意していません。主要取引金融機関等に御相談ください。

当補助金の対象者であれば、公益財団法人福島県産業振興センターの「特定地域中小企業特別資金」（長期・無利子・無担保）の対象となりますが、利用総枠に制限がありますので、短期のつなぎ資金に利用するよりは長期的な資金として利用する方が得策と思われます。

17.2 自己負担分の資金として有利なものを紹介してほしい。

A：当補助金の対象者であれば、公益財団法人福島県産業振興センターの「特定地域中小企業特別資金」（長期・無利子・無担保）の対象となります。（ただし、貸付に当たって審査がありますので、御意向に添えない場合もあります。）

詳しくは、公益財団法人福島県産業振興センター原発災害対策特別融資チーム（024-525-4019）までお問い合わせください。

17.3 事業の遂行状況について報告する必要があるのか？

A：交付決定後に、当補助事業の遂行及び支出状況について、県から状況報告を求められる場合があります。その場合には「補助事業遂行状況報告書（様式第6号）」を提出する必要があります。

なお、確認のため実地検査に入る場合がありますので御協力をお願いします。

また、補助を受けた後においても、県が実施する事業再開状況や営業の状況等、原子力被災事業者の事業再開等の状況調査を行うことがありますので御協力をお願いします。

17.4 県は実績報告時以外でも実地検査に入ることがあるのか？

A：当補助金の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。

また、当補助事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従う必要があります。